

会員証更新のお願い

総務部

現在発行している会員証が令和6年1月31日で有効期限切れとなります。

そこで、会則施行規則第5条に基づき会員証の更新手続きを行いますので、下記要領にて手続きをお願いいたします。

現在、会館への入館には「QRコード」による認証が必要となります。今回お渡しする新しい会員証にはQRコードが記載されておりますので入館の際にご利用下さい。

1 更新手続き開始日

令和5年11月15日（水）より

※会員証作成の都合上、令和5年12月15日（郵送の場合は必着）までにいただいた分につきましては、有効期限までに新しい会員証をお渡しいたします。令和5年12月15日以降も受け付けておりますが、その場合、有効期限までのお渡しができませんのであらかじめご了承ください。

2 提出物・提出方法

＜インターネットでの申し込み方法＞

下記よりお申し込みをお願いいたします。

- ①東京都行政書士会ホームページ (<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/index.html>)へアクセス
- ②『会員向け情報＜各種手続き＞』をクリック
- ③『会員の皆様へ（重要）会員証更新のご案内』をクリック

＜郵送での申し込み方法＞

下記2点を同封の上、東京都行政書士会事務局までご郵送下さい。

- ・顔写真1枚（無帽・正面・上半身・無背景の縦3cm×横2.4cm 撮影3ヶ月以内）
※写真の裏に登録番号（8ケタ）、名前を必ずお書き下さい。
- ・本ページ下部の申込み用紙

【郵送先】〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6
東京都行政書士会 会員証更新係 宛

3 手数料

無料

.....
＜申込み用紙＞

登録番号（8ケタ）

氏名

メールアドレス（必ずご記入下さい）